

綾瀬市電子納品（デジタル写真管理）試行基準

平成28年10月1日

1．電子納品の定義と目的

電子納品とは、調査、設計、工事写真などの各業務段階で発生した成果を、電子データとして納品することを言う。それにより、書類作成、閲覧性の効率化、業務、工事の品質の向上、省資源化、コスト縮減、省スペース化を図ることを目的とする。

2．適用範囲と当面の措置

本基準は、綾瀬市が発注する設計金額が130万円を超える工事を対象に電子納品を実施するものとする。

当面の間、工事写真のみを電子納品の対象とする。

また、すべての工事を電子納品の対象とするものではなく、着手前に発注者（監督職員）と受注者で事前協議し、電子納品の対象とするかを決定するものとする。

納品を電子納品で行うことを決定した工事については、打合せ記録簿により協議内容を確定させる。

3．準拠する基準・ガイドライン

綾瀬市電子納品での電子データの仕様・フォルダ構成については、「デジタル写真管理情報基準」[国土交通省]、「電子納品運用ガイドライン 工事編」[神奈川県県土整備部]に準拠する。

なお、それらが改定された場合は、最新のものに準拠するものとする。

また、契約後完成日までに改定等があった場合は、発注者と受注者とのあいだで協議を行い、準拠する基準を確定させるものとする。

4．ファイル形式・規則

工事写真のファイル形式はJPEGとする。

工事写真の画像編集は、その信憑性を考慮し行ってはならない。ただし、発注者（監督職員）の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正等は認めることとする。

参考図ファイルの記録形式はJPEGもしくはTIFFとするが、発注者（監督職員）の承諾を得た上でそれ以外の形式とすることができる。（参考図とは、撮影位置、撮影状況等の説明に必要な撮影位置図、平面図、凡例図、構造図等を言う。）

5．撮影条件

使用するデジタルカメラの日付等は正しく設定しておく。

有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標とし、不要に有効画素数を大きくするとファイル容量が大きくなり操作性も低くなることから、有効画素数は100万画素以上210万画素以下（130万画素推奨）とする。

6．納品

納品する媒体はCD-R（書き換え可能なCD-RWは不可）とし、納品前に最新のウイルス定義ファイルを使用してウイルスチェックを実施するものとする。

なお、成果品の提出部数は、電子媒体（CD-R）正副2部とする。

7．CD-Rの表示内容について

CD-R表面には、「契約番号」「工事件名」「作成年月日」「発注者」「受注者」「ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月)」等を明記する。

8．監督員との協議

この基準に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ決定し、施工計画書に記載する。

9．検査時の使用する機器、体制の確認

完成検査等の検査実施時に使用する機器（パソコン・モニタ等）は原則受注者が用意するものとするが、事前にどちらが用意するか協議し確認しておくものとする。